

令和4年
岩手県教育委員会定例会
6 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和4年6月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和4年6月20日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 議案第6号 岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第3 議案第7号 岩手県立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第4 議案第8号 岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第5 協 議 1 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則の指示専決処理について (教職員課)
- 第6 議案第9号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

議案第6号

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱をすることについて、議決を求める。

任命及び委嘱（令和4年7月1日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立中野小学校長	吉 田 竜二郎
岩手県立盛岡青松支援学校長	笠水上 訓 正
岩手県立盛岡第二高等学校長	鈴 木 広 樹
岩手県青年団体協議会長	松 田 恵美子
特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶 田 佐知子
一般社団法人岩手県PTA連合会長	岩 舘 智 子
盛岡市社会教育委員	中 村 利 之
一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	千 葉 美佳子
久慈市長内市民センター所長	小 向 勝 志
岩手県立県北青少年の家前所長	森 川 静 子
特定非営利活動法人まんまるママいわて代表理事	佐 藤 美代子
特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	半 澤 久 枝
岩手大学教育学部准教授	馬 場 智 子
岩手県立大学高等教育推進センター准教授	畠 山 大
奥州市教育委員会教育長	高 橋 勝
社会福祉法人岩手県社会福祉事業団みたけの園	玉 懸 隆 一

令和4年6月20日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県生涯学習審議会委員の任命及び岩手県社会教育委員の委嘱をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県生涯学習審議会委員及び岩手県社会教育委員 新旧対照表(案)

委員任期: 令和4年7月1日～令和6年6月30日

No.	選出区分		推薦団体	現委員					新委員(案)							
				※年齢は令和3年7月1日改選時					※年齢は令和4年7月1日現在							
				職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数	
1	学校関係者	小中学校	岩手県小学校長会	盛岡市立中野小学校長	吉田 竜二郎	58	男	矢巾町	新任	盛岡市立中野小学校長	吉田 竜二郎	59	男	矢巾町	再(1)	
2		特別支援	特別支援学校連絡協議会	岩手県立盛岡青松支援学校長	笠水上 訓正	59	男	盛岡市	新任	岩手県立盛岡青松支援学校長	笠水上 訓正	60	男	盛岡市	再(1)	
3		高等学校	岩手県高等学校長協会	岩手県立盛岡第二高等学校長	小原 貴人	59	男	盛岡市	1	岩手県立盛岡第二高等学校長	鈴木 広樹	59	男	盛岡市	新任	
4	社会教育関係者	青年	岩手県青年団体協議会	岩手県青年団体協議会長	松田 恵美子	34	女	陸前高田市	5	岩手県青年団体協議会長	松田 恵美子	35	女	陸前高田市	再(6)	
5		婦人	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	菅野 路子	69	女	北上市	1	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶田 佐知子	61	女	盛岡市	新任	
6		PTA	一般社団法人岩手県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会長	岩館 智子	46	女	盛岡市	新任	一般社団法人岩手県PTA連合会長	岩館 智子	47	女	盛岡市	再(1)	
7		社教連	岩手県社会教育連絡協議会	盛岡市社会教育委員	中村 利之	75	男	盛岡市	1	盛岡市社会教育委員	中村 利之	76	男	盛岡市	再(2)	
8		生涯学習			一関市立一関小学校・学校支援コーディネーター	伊藤 由紀子	48	女	一関市	3	一関市立南小学校・学校支援コーディネーター	千葉 美佳子	55	女	一関市	新任
9					久慈市長内市民センター所長	小向 勝志	49	男	久慈市	1	久慈市長内市民センター所長	小向 勝志	50	男	久慈市	再(2)
10					岩手県立県北青少年の家前所長	森川 静子	65	女	二戸市	1	岩手県立県北青少年の家前所長	森川 静子	66	女	二戸市	再(2)
11	家庭教育関係者	家庭教育	岩手看護短期大学専攻科助産学専攻講師 あそびma・senka代表	西里 真澄	53	女	盛岡市	7	特定非営利活動法人まんまるママいわて代表理事	佐藤 美代子	43	女	花巻市	新任		
12		福祉	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	半澤 久枝	48	女	矢巾町	1	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	半澤 久枝	49	女	矢巾町	再(2)		
13	学識経験者	高等機関	岩手大学	岩手大学教育学部准教授	馬場 智子	39	女	盛岡市	3	岩手大学教育学部准教授	馬場 智子	40	女	盛岡市	再(4)	
14			岩手県立大学	岩手県立大学高等教育推進センター准教授	畠山 大	39	男	盛岡市	1	岩手県立大学高等教育推進センター准教授	畠山 大	40	男	盛岡市	再(2)	
15		市町村教委	岩手県市町村教育委員会協議会	一関市教育委員会教育長	小菅 正晴	64	男	一関市	7	奥州市教育委員会教育長	高橋 勝	63	男	奥州市	新任	
16		公募		NPO法人カタリバコロボスクール大槌拠点長 大槌町教育専門官	菅野 祐太	32	男	一関市	3	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団みたけの園	玉懸 隆一	77	男	滝沢市	新任	

議案第7号

岩手県立図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立図書館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

任命（令和4年7月1日付）

職 名 等	氏 名
岩手県学校図書館協議会長 （盛岡市立向中野小学校長）	照 井 大 道
岩泉町社会教育委員	高 橋 真二郎
一関市読み聞かせ団体風の森ココロ代表	金 里 由 美
盛岡大学文学部准教授	吉 植 庄 栄
洋野町立図書館認定司書	平 留美子
岩手日報社総合メディア局次長	小 山 嘉 朗
作家	澤 口 たまみ
特定非営利活動法人おはなしころりん理事長	江 刺 由紀子

令和4年6月20日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県立図書館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立図書館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期: 令和4年7月1日～令和6年6月30日

No.	選出区分	現委員					新委員(案)						
		※年齢は令和3年7月1日改選時					※年齢は令和4年7月1日現在						
		職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	学校関係者	岩手県学校図書館協議会長 (盛岡市立向中野小学校長)	中村 雅彦	60	男	滝沢市	2	岩手県学校図書館協議会長 (盛岡市立向中野小学校長)	照井 大道	55	男	盛岡市	新
2	社会教育関係者	岩手町教育委員会教育委員	田村 えい子	73	女	岩手町	1	岩泉町社会教育委員	高橋 真二郎	69	男	岩泉町	新
3	家庭教育関係者	うすゆきそう文庫代表	澤口 杜志	66	女	盛岡市	8	一関市読み聞かせ団体 風の森コロロ代表	金里 由美	55	女	一関市	新
4	学識経験者	盛岡大学文学部准教授	吉植 庄栄	49	男	盛岡市	3	盛岡大学文学部准教授	吉植 庄栄	50	男	盛岡市	再(4)
5		花巻市立東和図書館館長	菊池 桂	59	女	花巻市	3	洋野町立図書館認定司書	平 留美子	51	女	洋野町	新
6		岩手日報社総合メディア局次長 兼コンテンツ事業部長	小山 嘉朗	57	男	盛岡市	1	岩手日報社総合メディア局次長	小山 嘉朗	58	男	盛岡市	再(2)
7		作家	澤口 たまみ	60	女	紫波町	1	作家	澤口 たまみ	61	女	紫波町	再(2)
8		公募	工藤 巧	70	男	紫波町	1	特定非営利活動法人おはなしころりん 理事長	江刺 由紀子	60	女	大船渡市	新

議案第 8 号

岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて

次のとおり岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 4 年 7 月 1 日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立東松園小学校長	阿 部 俊 一
一般社団法人岩手県 P T A 連合会副会長	向 井 隆

2 解任（令和 4 年 6 月 30 日付）

氏 名	任 命 年 月 日	解 任 理 由
阿 部 真 一	令和 3 年 1 月 1 日	辞任の申し出があったため
下川原 章 勝	令和 3 年 6 月 23 日	辞任の申し出があったため

令和 4 年 6 月 20 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県立博物館協議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立博物館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期: 令和3年 6月23日～令和5年 6月22日

公募委員: 令和3年12月23日～令和5年12月22日

No.	選出区分		推薦団体	現委員					新委員(案)						
				※年齢は令和3年12月23日改選時					※年齢は令和4年7月1日現在						
				職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	学校関係者	小学校	岩手県小学校長会	盛岡市立緑が丘小学校長	阿部 真一	59	男	盛岡市	1	盛岡市立東松園小学校長	阿部 俊一	59	男	盛岡市	補欠委員:任期 R4.7.1～ R5.6.22
2		中学校	岩手県中学校長会	盛岡市立黒石野中学校長	小野寺 哲男	56	男	滝沢市	1		変更なし				
3		高等学校	岩手県高等学校長協会	県立盛岡第四高等学校長	上 柿 剛	58	男	盛岡市	1		変更なし				
4	社会教育 家庭教育 関係者	青年	岩手県青年団体協議会	岩手県青年団体協議会長	松 田 恵美子	35	女	陸前高田市	7		変更なし				
5		婦人	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人 団体協議会	特定非営利活動法人 岩手県地域婦人団体協議会副会長	大 坊 邦 子	79	女	岩手町	3		変更なし				
6		PTA	一般社団法人岩手 県PTA連合会	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	下川原 章 勝	51	男	久慈市	1	一般社団法人岩手県PTA連合会副会長	向 井 隆	43	男	九戸村	補欠委員:任期 R4.7.1～ R5.6.22
7	学識経験者		岩手県博物館等連絡協議会	もりおか歴史文化館学芸員	福 島 茜	35	女	盛岡市	1		変更なし				
8			岩手県市町村教育委員会協議会	八幡平市教育委員会教育長	星 俊 也	66	男	盛岡市	4		変更なし				
9			岩手県立博物館友の会	岩手県立博物館友の会会員	細 越 千絵子	52	女	盛岡市	5		変更なし				
10			株式会社岩手日報社	編集局文化部専任部長兼編集委員	黒 田 大 介	49	男	盛岡市	1		変更なし				
11				岩手医科大学教養教育センター教授	松 政 正 俊	61	男	盛岡市	5		変更なし				
12				岩手大学名誉教授	菅 野 文 夫	66	男	盛岡市	7		変更なし				
13				啄木研究家(元石川啄木記念館学芸員)	山 本 玲 子	64	女	八幡平市	3		変更なし				
14				盛岡ふるさとガイドの会副会長兼事務局長	石 川 京 子	74	女	盛岡市	1		変更なし				
15	公募		盛岡大学短期大学部助教	丸 山 ちはや	56	女	盛岡市	新任		変更なし					

協議 1

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則の指示専決処理
について

次のとおり、岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則に関し教育
長が専決処理することについて、指示を求める。

第 1 改正の趣旨

教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)等の一部改正及び免許状更新講習規則(平
成 20 年文部科学省令第 10 号)の廃止に伴い、教員免許状の更新等に係る規定を削る
とともに、併せて所要の整備をしようとするものである。

第 2 規則案の内容

1 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部改正

ア 教育職員免許法等の一部改正に伴い、教員免許状の更新等に係る規定を削ること。
(第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、第 13 条第 7 項、第 23 条～第 25 条関係)

イ 教育職員免許法等の一部改正に伴い、様式中「有効期間満了の日」の記載を削るこ
と。(様式第 1 号関係)

ウ その他所要の整備をすること。(目次、第 8 条第 2 項、第 9 条第 1 項、第 16 条～第
18 条、第 26 条～第 33 条関係)

2 教育職員免許状更新講習に関する規則の廃止

3 施行期日

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行すること。(附則関係)

4 経過措置

この規則の施行の際現に授与されている特別免許状の取扱い等について所要の経過
措置を講ずること。(附則関係)

第 3 指示専決の理由

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令及び免許状更新講習規則を廃止す
る省令が未制定であるが、令和 4 年 6 月 30 日までに制定される見込みであり、岩手県
教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の必要があるため、同規則の改正等
について、あらかじめ教育委員会の指示を受け、教育長が専決処理しようとするもので
ある。

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和4年 月 日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第 号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則

(岩手県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県教育職員免許状に関する規則(昭和30年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 申請の手続等(第8条- <u>第29条</u>)	第3章 申請の手続等(第8条- <u>第26条</u>)
第4章 証明(<u>第30条</u>)	第4章 証明(<u>第27条</u>)
第5章 雑則(<u>第31条-第33条</u>)	第5章 雑則(<u>第28条-第30条</u>)
附則 (免許状授与の申請)	附則 (免許状授与の申請)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 前項第4号に規定する書類の提出は、 <u>免許法施行規則第6条第1項の表の備考第9号若しくは第10号</u> 、第7条第1項の表の備考第4号又は <u>第10条の表の備考第2号</u> の規定に該当する者に限る。	2 前項第4号に規定する書類の提出は、 <u>免許法施行規則第2条第1項の表の備考第9号</u> 、 <u>第4条第1項の表の備考第8号</u> 、第7条第1項の表の備考第4号又は <u>第9条の表の備考第3号</u> の規定に該当する者に限る。
3・4 [略]	3・4 [略]
5 <u>免許法第5条第2項の規定の適用を受ける者</u> にあつては、 <u>第1項各号に掲げる書類に、免許法第7条第4項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「更新講習修了等証明書」という。)</u> を加えるものとする。	
第9条 免許法 <u>第16条の2第1項</u> の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(5) [略]	第9条 免許法 <u>第16条第1項</u> の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1)～(5) [略]
2 <u>免許法第16条の2第2項の規定の適用を受ける者</u> にあつては、 <u>前項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加えるものとする。</u> (上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)	(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)
第13条 [略]	第13条 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 <u>免許法第6条第4項の規定の適用を受ける者</u> にあつては、 <u>第1項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加えるものとする。</u> (従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)	(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)

第16条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第2条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第17条 施行法第2条の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教科については、教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号。以下「施行法施行規則」という。）第2条に定める基準による。

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第3項の規定により、特別免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(有効期間の更新の申請)

第23条 免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書

(2) 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は免許法施行規則第61条の10の規定による有効期間の更新若しくは延長に関する証明書

(3) 更新講習修了等証明書

2 前項の規定にかかわらず、免許法施行規則第61条の4の規定に該当する者が申請する場合における免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

(2) 前項第2号に掲げる書類

(3) 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号。以下「県更新講習規則」という。）第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(有効期間の延長の申請)

第24条 免許法施行規則第61条の9第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による有効期間延長申請書

(2) 前条第1項第2号に掲げる書類

第16条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第2条第1項の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第17条 施行法第2条第1項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教科については、教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号。以下「施行法施行規則」という。）第2条に定める基準による。

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第2項の規定により、特別免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(3) 免許法第9条の2第5項のやむを得ない事由を証する書類

(旧免許状所持者の申請)

第25条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第9条第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 平成20年改正省令附則第9条第1項第1号の規定による申請

ア 別に定める様式による更新講習修了確認申請書

イ 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書

ウ 更新講習修了等証明書

(2) 平成20年改正省令附則第9条第1項第2号の規定による申請

ア 別に定める様式による教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

イ 前号イ及びウに掲げる書類

(3) 平成20年改正省令附則第9条第1項第3号の規定による申請

ア 別に定める様式による修了確認期限延期申請書

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項前段に規定するやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類

(4) 平成20年改正省令附則第9条第1項第4号の規定による申請

ア 別に定める様式による免許状更新講習免除申請書

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 県更新講習規則第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

エ 平成20年改正省令附則第10条第1項第6号に規定する文部科学大臣が定める者に該当する者にあつては、その旨を証する書類

(書換え)

第26条 [略]

(再交付)

第27条 [略]

(書換え)

第23条 [略]

(再交付)

第24条 [略]

<p>(非常勤講師の届出)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(原簿)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: right;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: right;">授与条件</p> <p style="text-align: right;">番号</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会</p> <p style="text-align: right;">有効期間満了の日</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> </div> <p>[略]</p>	<p>(非常勤講師の届出)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>第27条 [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(原簿)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>様式第1号(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: right;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: right;">授与条件</p> <p style="text-align: right;">番号</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会</p> </div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(教育職員免許状更新講習に関する規則の廃止)</p> <p>第2条 教育職員免許状更新講習に関する規則(平成21年岩手県教育委員会規則第10号)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の岩手県教育職員免許状に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により授与されている特別免許状は、同条の規定による改正後の岩手県教育職員免許状に関する規則により授与されている特別免許状とみなす。</p> <p>3 改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>	

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則 逐条説明書

1 改正の趣旨

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）等の一部改正及び免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）の廃止に伴い、教員免許状の更新等に係る規定を削るとともに、併せて所要の整備をしようとするものであること。

2 法改正の経緯

教育職員免許状のこれまでの改正経緯は以下のとおりであること。

改正時期	改正内容
～平成 21 年 3 月 31 日	教員免許状に有効期間の定めなし。
平成 21 年 4 月 1 日	<p>教員免許更新制が導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 法施行日以降に授与される教員免許状（以下「新免許状」という。）について、10 年間の有効期間が付される。 ⇒ 本人の申請により有効期間を更新できる。 法施行日以前に授与されている教員免許状（以下「旧免許状」という。）について、生年月日に応じて修了確認期限が付される。 ⇒ 現職教員については、修了確認期限までに「更新講習修了確認」を受けなければならない。
令和 4 年 7 月 1 日 (令和 4 年 5 月 18 日公布)	<p>教員免許更新制が廃止</p> <p>教員の資質向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、任命権者等による教員の研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、教員免許更新制について、発展的に解消することとされたもの。</p>

3 法改正及び省令改正の内容

(1) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の一部改正

新免許状に係る有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習に関する規定が削られたこと。（第 9 条の 2～第 9 条の 4）

(2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律 98 号）の一部改正

旧免許状に係る更新講習の修了確認、修了確認期限の延期及び更新講習の免除に関する規定が削られたこと。（附則第 2 条～第 4 条）

(3) 教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部改正

(4) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）の一部改正

(5) 免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）の廃止

改正法（上記（1）・（2））の施行に伴う省令改正等（上記（3）～（5））が未制定であるが、令和 4 年 6 月 30 日までに制定される見込みであること。

4 規則改正の内容

(1) 教育職員免許状に関する規則の一部改正

ア 教育職員免許法等の一部改正に伴い、教員免許状の更新等に係る以下の規定を削ること。

(ア) 普通免許状の所要資格を得た日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日を経過した者が授与申請を行う場合の提出書類に、「更新講習修了等証明書」を加えることとしていたもの。（第 8 条第 5 項関係）

(イ) 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日を経過した者が授与申請を行う場合の提出書類に、「更新講習修了等証明書」を加えることとしていたもの。（第 9 条第 2 項関係）

(ウ) 上級免許状又は他教科の免許状等の検定に係る所要資格を得た日の翌日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日を経過した者が授与申請を行う場合の提出書類に、「更新講習修了等証明書」を加えることとしていたもの。（第 13 条第 7 項）

(エ) 新免許状に係る有効期間の更新申請に要する書類。（第 23 条）

(オ) 新免許状に係る有効期間の延長申請に要する書類。（第 24 条）

(カ) 旧免許状に係る更新講習修了確認等申請、更新講習修了確認期限延期申請又は更新講習免除認定申請に要する書類。（第 25 条）

イ 教育職員免許法等の一部改正に伴い、様式中「有効期間満了の日」の記載を削ること。（様式第 1 号）

ウ その他所要の整備をすること。（目次、第 8 条第 2 項、第 9 条第 1 項、第 16 条～第 18 条、第 26 条～第 33 条）

(2) 教育職員免許状更新講習に関する規則の廃止

免許状更新講習規則の廃止に伴い、規則を廃止すること。

5 附則関係

(1) 施行期日

令和 4 年 7 月 1 日から施行すること。

(2) 経過措置

この規則の施行の際現に授与されている特別免許状の取扱い等について所要の経過措置を講ずること。

- ・ 改正前の規定により有効期間を付して授与された特別免許状について、改正後の規定による有効期間のない特別免許状とみなすこと。
- ・ 改正前の規定による様式について、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

○関係法令の改正（削除）箇所抜粋

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

(有効期間の更新及び延長)

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2・3 [略]

4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 [略]

(免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

4～7 [略]

(有効期間の更新又は延長の場合の通知等)

第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（免許管理者を除く。）に通知しなければならない。

2 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

(2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)

※ 免許更新制導入(平成21年4月1日施行)の際、施行日以前に授与されている免許状(旧免許状)の取扱いについて規定されたもの。

附 則

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。)の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百二十二号)の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。)については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状(前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、教育職員免許法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十一項ただし書並びに附則第十七項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であって、新法第二条第一項に規定する教育職員(第七項において単に「教育職員」という。)その他文部科学省令で定める教育の職にある者(以下「旧免許状所持現職教員」という。)は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習(新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことについての免許管理者(新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。)による確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けなければならない。

3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者(次号に掲げる者を除く。) 当該末日

二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由に

より当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限（以下この条において単に「修了確認期限」という。）までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

- 5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。
- 6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。
- 7 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。
- 8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行ったとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（新法第二条第三項に規定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。）に通知しなければならない。
- 9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

10 [略]

第三条 免許状更新講習を行う者は、更新講習修了確認又は前条第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けようとする者から請求があったときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

2 [略]

第四条 附則第二条第六項の規定に違反して免許状を返納しなかった者は、十万円以下の過料に処する。

(3) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）

※一部改正省令は未制定

(4) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）

※一部改正省令は未制定

(5) 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）

※廃止とする省令は未制定